



10月のニュースから

厚別区支部 高橋 徹也

昨年9月の健保法改定(薬剤二重負担、健保本人2割負担)から1年が経過し、公表された資料からその影響について幾分か明らかになってきた。医療側では、予想どおりと言うか、予測を大きく上回ると言うか厳しい受診抑制(平成9年病院報告では年間を通じた1日平均外来患者数が対前年比0.3%減と、調査開始以来初めて減少)、収支の悪化(平成9年9月を対象に行われた第11回医療経済実態調査の特徴は、民間病院や診療所で医薬品費が大幅に減少)をきたしている。医療費抑制の実額は1兆8千億円にも及ぶそうである。

平成9年度政管・組合健保の決算からは、大幅な赤字の圧縮が報告されている。その収支改善額は両者合わせると5200億円に上っている。これらは例えば政管健保では保険給付費が12年ぶりにマイナスとなったり、組合健保では保険料収入が大きく伸びたりしている訳だが、実際の受診抑制の影響を反映しているかどうかの分析は十分ではない。

とは言えこの急激な法改変は消費税率の引き上げと共に、底無し経済不況にさらに拍車をかける事になったのは衆目の一致するところである。国民の一部負担金増で組合、政管健保の財政赤字を補填する事のみで、これしか採る道がなかったとばかりにその原因の究明をも怠ると、真の抜本改革からは程遠い、近視眼的な法改正だった事になりはしないだろうか。彼らは保険者としてその影響を分析し、今後も問題として議論されるであろう患者負担のあり方についても、被保険者に対して説明する責務があるはずである。高齢者、低所得者ほど受診抑制が大きかったというアンケート結果が出ているそうである。行政も弱者にツケを回して決して良

い結果をもたらすはずはないであろう。

この他今年の10月は医福審制度企画部会が活発であった。まず薬価作業チームが日本型参照価格制度の導入を前提に議論を進めるための報告書を提出した。年内にも部会としての考え方をまとめるつもりである。日医委員(糸氏副会長)が制度を批判した他は、総じて好意的に受け止められたようである。しかし我々としてはこの制度の成立を断固阻止する態度で臨むべきと考える。

問題点の一つは、報告書に医師が患者に対して薬剤の価格についてまで説明をし、了解を得る事が求められている事である。さらに「通常は患者の納得が得られるのではないかと述べられてもいる。医薬品の販売価格決定がその時に我々のあずかり知らぬ所にあるにも関わらずである。これはインフォームドコンセントとさえ呼べるものではない。

また厚生省は薬価差を廃止する事により、薬剤使用の適正化、より安価な薬剤の使用促進、価格設定の透明化、健全な医薬品市場の形成を目指して参照価格制度を導入したい意向である。これに対し日医総研は、その目的が達せられるかどうかを検証して、「参照価格制度下での関係者の市場行動とその経済的影響」を発表した。結果では患者負担は必ず増え、医療システム全体に対する不信感が増大、総薬剤費も増え、メーカーが一人勝ちする可能性が懸念され、闇市場さえ出現するかも知れない、となっている。これだけでも厚生省の目論見とは全くかけ離れているのだが、さらに医療機関にとっては、潜在的技術料(薬価差)も技術料も失うことになり、経営状況のさらなる悪化を招くことは必至としている。前述したように昨年の薬剤費の二

重負担が、患者の受診抑制や、景気の落ち込みの助長をきたしたことから何も学ぶことなく、また同じ轍を踏もうとしているのであろうか。診療報酬の包括化が行政サイド主導で進められて行く中、参照価格制度が実現するとそれらの整合性、両立は不可能ではないだろうか。今後の議論の中で日医には何としても踏みとどまっていたいただき、逆転の成果を期待したい。

次に医福審制度企画部会での高齢者医療保険制度に関する議論について少し触れておきたい。部会に提出された意見書原案には、独立した高齢者医療保険制度を創設する案と継続加入型（突き抜け方式）案が併記されており、最終的には厚生省に具体案の作成が委ねられる方向だが、自民党丹羽氏は次期国会への法案提出を断念せざるを得ない考えを示したため、介護保険法との同時実施は困難な状況となっている。日医が提唱しているのは独立した医療制度の創設

案である事をご承知のとおりである。当初医療費の負担方法を定率10%としたため問題となり、急遽9月の各支部役員会で意見調査が行われた。

（現在10%は保険料を含めた負担水準に修正されている）その結果、窓口負担の定額制と薬剤負担解消が圧倒的に、年齢区分の75歳以上が多く支持を集めた。しかしながらもちろんこれらは十分な検討、議論を重ねた結果として出てきたものとは言い難い。

法案提出が先送りされる公算が高いため、11月以降の審議会の予定は不確定だそうである。こんな現在こそ医福審では各団体の目先の利害に捕らわれることのない、国民の利益やコンセンサスが得られるような制度を作るための議論を掘り下げていただきたいものである。さらに言えば我々も各支部、各班での議論、勉強が早速にも必要と考えられる。

（たかはし整形外科医院）

杏花会入会へのお誘い

（札幌市医師会会員のご夫人様へ）

「札幌市医師会夫人部杏花会」は、昭和36年に始まりましたが、札幌市医師会会員の夫人による、気さくな楽しい会です。

年間を通じ、講演会、研修旅行、コーラス等のサークル活動、懇談会、そして奉仕活動等を催し、お互いの親睦を深めながら、ある時は医療の諸問題にもふれ、また、ある時は悩み等を語り合う会でございます。

年会費は、3,600円、下記へお申込を下されば、いつでも入会が出来ます。未だ、入会なされていらっしゃる方、是非ご連絡をお待ち致しております。

札幌市医師会夫人部杏花会会長 菊田ヒナ子

連絡先：☎060-8581 札幌市中央区大通西19丁目

札幌市医師会館内

札幌市医師会夫人部杏花会事務局（担当：大場）

☎611-4181